

別 紙

第 1 法人税基本通達関係

昭和44年5月1日付直審(法)25「法人税基本通達の制定について」(法令解釈通達)のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

一 目 次

改 正 後	改 正 前
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第 1 節 納税地及び納税義務	第 1 節 納税地及び納税義務
第 2 節 事業年度	第 2 節 事業年度
第 3 節 同族会社	第 3 節 同族会社
第 4 節 組織再編成	第 4 節 組織再編成
第 5 節 資本等の金額及び資本等取引	第 5 節 資本等の金額及び資本等取引
第 6 節 利益積立金額	第 6 節 利益積立金額
第 7 節 仮決算における経理	第 7 節 仮決算における経理
第 2 章 収益並びに費用及び損失の計算	第 2 章 収益並びに費用及び損失の計算
第 1 節 収益等の計上に関する通則	第 1 節 収益等の計上に関する通則
第 1 款 棚卸資産の販売による収益	第 1 款 棚卸資産の販売による収益
第 2 款 請負による収益	第 2 款 請負による収益
第 3 款 固定資産の譲渡等による収益	第 3 款 固定資産の譲渡等による収益
第 4 款 有価証券の譲渡による損益	第 4 款 有価証券の譲渡による損益
第 5 款 利子、配当、使用料等に係る収益	第 5 款 利子、配当、使用料等に係る収益
第 6 款 その他の収益等	第 6 款 その他の収益等
第 2 節 費用及び損失の計算に関する通則	第 2 節 費用及び損失の計算に関する通則
第 1 款 売上原価等	第 1 款 売上原価等

第2款 販売費及び一般管理費等

第3款 損失

第3節 有価証券の譲渡損益、時価評価損益等

第1款 有価証券の譲渡損益等

第2款 有価証券の取得価額

第3款 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法

第4款 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の特例等

第5款 有価証券の時価評価損益

第6款 デリバティブ取引に係る損益等

第7款 ヘッジ処理による損益

第4節 収益及び費用の帰属時期の特例

第1款 長期割賦販売等

第2款 工事の請負

第5節 割戻し

第1款 売上割戻し

第2款 仕入割戻し

第6節 その他

第3章 受取配当等

第1節 受取配当等の金額

第2節 負債の利子の計算

第1款 支払利子

第2款 控除する負債の利子の計算

第4章 その他の益金等

第1節 資産の評価益

第2節 受贈益

第2款 販売費及び一般管理費等

第3款 損失

第3節 有価証券の譲渡損益、時価評価損益等

第1款 有価証券の譲渡損益等

第2款 有価証券の取得価額

第3款 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法

第4款 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の特例等

第5款 有価証券の時価評価損益

第6款 デリバティブ取引に係る損益等

第7款 ヘッジ処理による損益

第4節 収益及び費用の帰属時期の特例

第1款 長期割賦販売等

第2款 工事の請負

第5節 割戻し

第1款 売上割戻し

第2款 仕入割戻し

第6節 その他

第3章 受取配当等

第1節 受取配当等の金額

第2節 負債の利子の計算

第1款 支払利子

第2款 控除する負債の利子の計算

第4章 その他の益金等

第1節 資産の評価益

第2節 受贈益

改 正 後	改 正 前
<p>第 1 款 広告宣伝用資産等の受贈益</p> <p>第 2 款 未払賞与の免除益</p> <p>第 5 章 棚卸資産の評価</p> <p>第 1 節 棚卸資産の取得価額</p> <p>第 1 款 購入した棚卸資産</p> <p>第 2 款 製造等に係る棚卸資産</p> <p>第 2 節 棚卸資産の評価の方法</p> <p>第 1 款 原価法</p> <p>第 2 款 低価法</p> <p>第 3 款 棚卸資産の評価額の計算と評価換え等との関係</p> <p>第 4 款 評価の方法の選定及び変更</p> <p>第 3 節 原価差額の調整</p> <p>第 4 節 棚卸しの手続</p> <p>第 6 章 削 除</p> <p>第 7 章 減価償却資産の償却等</p> <p>第 1 節 減価償却資産の範囲</p> <p>第 1 款 減価償却資産</p> <p>第 2 款 少額の減価償却資産等</p> <p>第 2 節 減価償却の方法</p> <p>第 3 節 固定資産の取得価額等</p> <p>第 1 款 固定資産の取得価額</p> <p>第 2 款 耐用年数の短縮</p>	<p>第 1 款 広告宣伝用資産等の受贈益</p> <p>第 2 款 未払賞与の免除益</p> <p>第 5 章 棚卸資産の評価</p> <p>第 1 節 棚卸資産の取得価額</p> <p>第 1 款 購入した棚卸資産</p> <p>第 2 款 製造等に係る棚卸資産</p> <p>第 2 節 棚卸資産の評価の方法</p> <p>第 1 款 原価法</p> <p>第 2 款 低価法</p> <p>第 3 款 棚卸資産の評価額の計算と評価換え等との関係</p> <p>第 4 款 評価の方法の選定及び変更</p> <p>第 3 節 原価差額の調整</p> <p>第 4 節 棚卸しの手続</p> <p>第 6 章 削 除</p> <p>第 7 章 減価償却資産の償却等</p> <p>第 1 節 減価償却資産の範囲</p> <p>第 1 款 減価償却資産</p> <p>第 2 款 少額の減価償却資産等</p> <p>第 2 節 減価償却の方法</p> <p>第 3 節 固定資産の取得価額等</p> <p>第 1 款 固定資産の取得価額</p> <p>第 2 款 耐用年数の短縮</p>

第4節 償却限度額等

第1款 通則

第2款 償却方法を変更した場合の償却限度額

第3款 増加償却

第4款 陳腐化償却

第5款 償却可能限度額まで償却した資産

第5節 償却費の損金経理

第6節 特殊な資産についての償却計算

第1款 鉱業用減価償却資産の償却

第2款 取替資産についての償却

第3款 特別な償却率を適用する資産の償却

第4款 生物の償却

第5款 国外リース資産の償却

第7節 除却損失等

第1款 除却損失等の損金算入

第2款 総合償却資産の除却価額等

第3款 個別償却資産の除却価額等

第8節 資本的支出と修繕費

第9節 劣化資産

第8章 繰延資産の償却

第1節 繰延資産の意義及び範囲等

第2節 繰延資産の償却期間

第3節 償却費の計算

第9章 その他の損金

第1節 資産の評価損

第4節 償却限度額等

第1款 通則

第2款 償却方法を変更した場合の償却限度額

第3款 増加償却

第4款 陳腐化償却

第5款 償却可能限度額まで償却した資産

第5節 償却費の損金経理

第6節 特殊な資産についての償却計算

第1款 鉱業用減価償却資産の償却

第2款 取替資産についての償却

第3款 特別な償却率を適用する資産の償却

第4款 生物の償却

第5款 国外リース資産の償却

第7節 除却損失等

第1款 除却損失等の損金算入

第2款 総合償却資産の除却価額等

第3款 個別償却資産の除却価額等

第8節 資本的支出と修繕費

第9節 劣化資産

第8章 繰延資産の償却

第1節 繰延資産の意義及び範囲等

第2節 繰延資産の償却期間

第3節 償却費の計算

第9章 その他の損金

第1節 資産の評価損

改 正 後	改 正 前
第1款 通則	第1款 通則
第2款 棚卸資産の評価損	第2款 棚卸資産の評価損
第3款 有価証券の評価損	第3款 有価証券の評価損
第4款 固定資産の評価損	第4款 固定資産の評価損
第2節 報酬、給料、賞与及び退職給与等	第2節 報酬、給料、賞与及び退職給与等
第1款 役員等の範囲	第1款 役員等の範囲
第2款 役員に対する報酬	第2款 役員に対する報酬
第3款 経済的な利益の供与	第3款 経済的な利益の供与
第4款 賞与	第4款 賞与
第5款 退職給与	第5款 退職給与
第6款 使用人給与	第6款 使用人給与
第7款 転籍、出向者に対する給与等	第7款 転籍、出向者に対する給与等
第8款 株式譲渡請求権に係る自己株式の譲渡	第8款 株式譲渡請求権に係る自己株式の譲渡
第3節 保険料等	第3節 保険料等
第4節 寄附金	第4節 寄附金
第1款 寄附金の範囲等	第1款 寄附金の範囲等
第2款 国等に対する寄附金	第2款 国等に対する寄附金
第3款 被災者に対する義援金等	第3款 被災者に対する義援金等
第4款 その他	第4款 その他
第5節 租税公課	第5節 租税公課
第1款 租税	第1款 租税
第2款 罰料金	第2款 罰料金
第3款 第二次納税義務による納付税額	第3款 第二次納税義務による納付税額
第4款 賦課金、納付金等	第4款 賦課金、納付金等
第6節 貸倒損失	第6節 貸倒損失

第1款 金銭債権の貸倒れ

第2款 返品債権特別勘定

第6節の2 負担金

第7節 その他の経費

第1款 商品等の販売に要する景品等の費用

第2款 海外渡航費

第3款 会費及び入会金等の費用

第4款 その他

第10章 圧縮記帳

第1節 圧縮記帳の通則

第2節 国庫補助金等で取得した資産の圧縮記帳

第3節 工事負担金で取得した資産の圧縮記帳

第4節 非出資組合が賦課金で取得した資産の圧縮記帳

第5節 保険金等で取得した資産等の圧縮記帳

第6節 交換により取得した資産の圧縮記帳

第11章 引当金

第1節 通則

第2節 貸倒引当金

第1款 通則

第2款 個別評価金銭債権に係る貸倒引当金

第3款 一括評価金銭債権に係る貸倒引当金

第3節 返品調整引当金

第12章 繰越欠損金

第1節 青色申告事業年度の欠損金

第1款 金銭債権の貸倒れ

第2款 返品債権特別勘定

第6節の2 負担金

第7節 その他の経費

第1款 商品等の販売に要する景品等の費用

第2款 海外渡航費

第3款 会費及び入会金等の費用

第4款 その他

第10章 圧縮記帳

第1節 圧縮記帳の通則

第2節 国庫補助金等で取得した資産の圧縮記帳

第3節 工事負担金で取得した資産の圧縮記帳

第4節 非出資組合が賦課金で取得した資産の圧縮記帳

第5節 保険金等で取得した資産等の圧縮記帳

第6節 交換により取得した資産の圧縮記帳

第11章 引当金

第1節 通則

第2節 貸倒引当金

第1款 通則

第2款 個別評価金銭債権に係る貸倒引当金

第3款 一括評価金銭債権に係る貸倒引当金

第3節 返品調整引当金

第12章 繰越欠損金

第1節 青色申告事業年度の欠損金

改 正 後	改 正 前
<p>第2節 災害損失金</p> <p>第3節 私財提供等があった場合の繰越欠損金</p> <p>第4節 分割前事業年度に係る欠損金</p> <p>第12章の2 組織再編成に係る所得の金額の計算</p> <p>第1節 通則</p> <p>第2節 特定資産に係る譲渡等損失額</p> <p>第12章の3 連結納税の開始等に伴う所得の金額の計算</p> <p>第1節 時価評価法人</p> <p>第2節 連結納税の開始等に伴う資産の時価評価損益</p> <p>第3節 連結納税の開始等に伴う長期割賦販売等に係る収益及び費用の処理</p> <p>第12章の4 連結法人間取引の損益調整</p> <p>第1節 通則</p> <p>第2節 分割等前事業年度等における譲渡損益調整資産に係る譲渡損益額の調整</p> <p>第3節 分割等前事業年度等における譲渡損益調整額の戻入れ</p> <p>第12章の5 リース取引</p> <p>第1節 リース取引の意義</p> <p>第2節 売買とされるリース取引</p> <p>第1款 売買とされるリース取引の意義</p> <p>第2款 賃借人の処理</p> <p>第3款 賃貸人の処理</p>	<p>第2節 災害損失金</p> <p>第3節 私財提供等があった場合の繰越欠損金</p> <p>第4節 分割前事業年度に係る欠損金</p> <p>第12章の2 組織再編成に係る所得の金額の計算</p> <p>第1節 通則</p> <p>第2節 特定資産に係る譲渡等損失額</p> <p>第12章の3 連結納税の開始等に伴う所得の金額の計算</p> <p>第1節 時価評価法人</p> <p>第2節 連結納税の開始等に伴う資産の時価評価損益</p> <p>第3節 連結納税の開始等に伴う長期割賦販売等に係る収益及び費用の処理</p> <p>第12章の4 連結法人間取引の損益調整</p> <p>第1節 通則</p> <p>第2節 分割等前事業年度等における譲渡損益調整資産に係る譲渡損益額の調整</p> <p>第3節 分割等前事業年度等における譲渡損益調整額の戻入れ</p> <p>第12章の5 リース取引</p> <p>第1節 リース取引の意義</p> <p>第2節 売買とされるリース取引</p> <p>第1款 売買とされるリース取引の意義</p> <p>第2款 賃借人の処理</p> <p>第3款 賃貸人の処理</p>

第3節 金銭の貸借とされるリース取引

- 第1款 金銭の貸借とされるリース取引の判定
- 第2款 譲渡人の処理
- 第3款 譲受人の処理

第13章 借地権の設定等に伴う所得の計算

第13章の2 外貨建取引の換算等

- 第1節 外貨建取引に係る会計処理等
- 第2節 外貨建資産等の換算等

第14章 特殊な損益の計算

- 第1節 特殊な団体の損益
 - 第1款 組合事業による損益
 - 第2款 従業員団体の損益
- 第2節 協同組合等の事業分量配当等及び特別の賦課金
 - 第1款 事業分量配当等
 - 第2款 特別の賦課金
- 第3節 会社更生法又は更生特例法の適用に伴う損益
 - 第1款 更生会社等の損益等
 - 第2款 債権者等の損益

第15章 公益法人等及び人格のない社団等の収益事業課税

- 第1節 収益事業の範囲
 - 第1款 共通事項
 - 第2款 物品販売業
 - 第3款 不動産販売業

第3節 金銭の貸借とされるリース取引

- 第1款 金銭の貸借とされるリース取引の判定
- 第2款 譲渡人の処理
- 第3款 譲受人の処理

第13章 借地権の設定等に伴う所得の計算

第13章の2 外貨建取引の換算等

- 第1節 外貨建取引に係る会計処理等
- 第2節 外貨建資産等の換算等

第14章 特殊な損益の計算

- 第1節 特殊な団体の損益
 - 第1款 組合事業による損益
 - 第2款 従業員団体の損益
- 第2節 協同組合等の事業分量配当等及び特別の賦課金
 - 第1款 事業分量配当等
 - 第2款 特別の賦課金
- 第3節 会社更生法又は更生特例法の適用に伴う損益
 - 第1款 更生会社等の損益等
 - 第2款 債権者等の損益

第15章 公益法人等及び人格のない社団等の収益事業課税

- 第1節 収益事業の範囲
 - 第1款 共通事項
 - 第2款 物品販売業
 - 第3款 不動産販売業

改 正 後	改 正 前
第4款 金銭貸付業	第4款 金銭貸付業
第5款 物品貸付業	第5款 物品貸付業
第6款 不動産貸付業	第6款 不動産貸付業
第7款 製造業	第7款 製造業
第8款 通信業	第8款 通信業
第9款 運送業	第9款 運送業
第10款 倉庫業	第10款 倉庫業
第11款 請負業	第11款 請負業
第12款 印刷業	第12款 印刷業
第13款 出版業	第13款 出版業
第14款 写真業	第14款 写真業
第15款 席貸業	第15款 席貸業
第16款 旅館業	第16款 旅館業
第17款 飲食店業	第17款 飲食店業
第18款 周旋業	第18款 周旋業
第19款 代理業	第19款 代理業
第20款 仲立業	第20款 仲立業
第21款 問屋業	第21款 問屋業
第22款 鉱業及び土石採取業	第22款 鉱業及び土石採取業
第23款 浴場業	第23款 浴場業
第24款 理容業	第24款 理容業
第25款 美容業	第25款 美容業
第26款 興行業	第26款 興行業
第27款 遊技所業	第27款 遊技所業
第28款 遊覧所業	第28款 遊覧所業

第29款 医療保健業

第30款 技芸教授業

第31款 駐車場業

第32款 信用保証業

第33款 その他

第2節 収益事業に係る所得の計算等

第16章 税額の計算

第1節 同族会社の特別税率

第1款 特別税率の適用を受ける同族会社の範囲

第2款 留保金額の計算

第2節 所得税額の控除

第3節 外国税額の控除

第1款 通則

第2款 外国法人税の直接控除

第3款 外国子会社に係る外国法人税の間接控除

第4款 外国孫会社に係る外国法人税の間接控除

第5款 その他

第4節 所得金額の端数計算

第17章 申告、納付及び還付

第1節 申告及び納付

第2節 還付

第17章の2 特定信託の各計算期間の所得に対する法人税

第18章 退職年金等積立金額の計算

第29款 医療保健業

第30款 技芸教授業

第31款 駐車場業

第32款 信用保証業

第33款 その他

第2節 収益事業に係る所得の計算等

第16章 税額の計算

第1節 同族会社の特別税率

第1款 特別税率の適用を受ける同族会社の範囲

第2款 留保金額の計算

第2節 所得税額の控除

第3節 外国税額の控除

第1款 通則

第2款 外国法人税の直接控除

第3款 外国子会社に係る外国法人税の間接控除

第4款 外国孫会社に係る外国法人税の間接控除

第5款 その他

第4節 所得金額の端数計算

第17章 申告、納付及び還付

第1節 申告及び納付

第2節 還付

第17章の2 特定信託の各計算期間の所得に対する法人税

第18章 退職年金等積立金額の計算

改 正 後	改 正 前
第19章 清算所得に対する法人税及び継続等の場合の課税の特例	第19章 清算所得に対する法人税及び継続等の場合の課税の特例
第20章 外国法人の納税義務	第20章 外国法人の納税義務
第1節 国内源泉所得	第1節 国内源泉所得
第1款 国内において行う事業の所得	第1款 国内において行う事業の所得
第2款 国内にある資産の所得	第2款 国内にある資産の所得
第3款 人的役務提供事業の所得	第3款 人的役務提供事業の所得
第4款 不動産等の貸付けによる所得	第4款 不動産等の貸付けによる所得
第5款 債券の利子等	第5款 債券の利子等
第6款 貸付金利子の所得	第6款 貸付金利子の所得
第7款 使用料等の所得	第7款 使用料等の所得
第8款 その他	第8款 その他
第2節 課税標準	第2節 課税標準
第1款 国内に支店等を有する外国法人	第1款 国内に支店等を有する外国法人
第2款 国内において長期建設作業等を行う外国法人	第2款 国内において長期建設作業等を行う外国法人
第3款 国内に代理人等を置く外国法人	第3款 国内に代理人等を置く外国法人
第4款 国内に恒久的施設を有しない外国法人	第4款 国内に恒久的施設を有しない外国法人
第5款 その他	第5款 その他
第3節 国内源泉所得に係る所得の金額の計算	第3節 国内源泉所得に係る所得の金額の計算
第1款 通則	第1款 通則
第2款 損金の額の計算	第2款 損金の額の計算
第3款 その他	第3款 その他
第4節 税額の計算等	第4節 税額の計算等
	第21章 <u>平成10年改正法令による経過措置に係る取扱い</u>

附 則
別 表

- 第 1 節 割賦販売等
- 第 2 節 貸倒引当金
 - 第 1 款 実績率により繰入限度額を計算する場合の取扱い
 - 第 2 款 法定繰入率により繰入限度額を計算する場合の取扱い
- 第 3 節 賞与引当金
- 第 4 節 削除
- 第 5 節 製品保証等引当金

附 則
別 表

二 同族会社

改 正 後	改 正 前
<p>(名義株についての株主等の判定)</p> <p><u>1 3 2</u></p> <p style="text-align: right;">(廃 止)</p>	<p>(名義株についての株主等の判定)</p> <p><u>1 3 1の2</u></p> <p>(自己株式を有する法人についての同族会社の判定)</p> <p><u>1 3 2</u> 自己株式を有する法人について同族会社であるかどうかを判定する場合には、<u>法第 2 条第10号《同族会社の意義》に規定する「株主等」には当該法人を、「発行済株式の総数」には当該自己株式の数を、それぞれ含むものとする。</u></p>

三 資本等の金額及び資本等取引

改 正 後	改 正 前
<p>(資本の増加の日)</p> <p>1 5 1</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p><u>(注) 利益又は準備金の資本組入れにより増資が行われた場合には、当該資本の増加の日において当該組み入れた額に相当する金額の資本積立金額を減算することになることに留意する。</u></p> <p>(3)</p>	<p>(資本の増加の日)</p> <p>1 5 1</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p>

四 有価証券の譲渡損益、時価評価損益等

改 正 後	改 正 前
<p>(信託をしている有価証券)</p> <p>2 3 16 法人が信託（金銭の信託及び退職給付信託を除く。）.....</p> <p>.....</p> <p><u>(注)</u></p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(普通株式と種類株式とが発行されている場合の銘柄の意義)</p> <p>2 3 17 法人が、他の法人の発行する普通株式と種類株式とを有する場合において、その種類株式の権利内容等からみて、当該種類株式が普通株式の価額と異なる価額で取引が行われるものと認められるときには、当該種類株式は普通株式と異なる銘柄の株式として、令第119条の2第1項《有価証券</p>	<p>(信託をしている有価証券)</p> <p>2 3 16 法人が信託（金銭の信託を除く。）.....</p> <p>.....</p> <p><u>(注)</u></p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>2 3 17 <u>削 除</u></p>

の一単位当たりの帳簿価額の算出の方法)の規定を適用するものとする。

(その他これに準ずる関係のある者の範囲)

2 3 20

.....出資金額の50%を超える金額に相当する場合.....

(その他これに準ずる関係のある者の範囲)

2 3 20

.....出資金額の50%以上に相当する場合.....

五 受取配当等の金額

改 正 後	改 正 前
<p>(配当等の額の支払義務が確定する日)</p> <p>3 1 7の2</p> <p>また、令第22条の2第1項《<u>関係法人株式等の範囲等</u>》.....</p>	<p>(配当等の額の支払義務が確定する日)</p> <p>3 1 7の2</p> <p>また、令第22条の2第1項《<u>特定株式等の範囲等</u>》.....</p>

六 棚卸資産の取得価額

改 正 後	改 正 前
<p>(製造原価に算入しないことができる費用)</p> <p>5 1 4</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3) 措置法に定める特別償却.....</p> <p>(4)</p> <p>(5)</p> <p>(6)</p> <p>(7)</p> <p>(8)</p>	<p>(製造原価に算入しないことができる費用)</p> <p>5 1 4</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3) 措置法に定める特別償却(同法第49条第1項《<u>鉱業用坑道等の特別償却</u>》の規定による特別償却を除く。).....</p> <p>(4)</p> <p>(5)</p> <p>(6)</p> <p>(7)</p> <p>(8)</p>

改 正 後	改 正 前
(9)	(9)
(10)	(10)
(11)	(11)
(12) <u>障害者の雇用の促進等に関する法律第53条第1項</u>	(12) <u>障害者の雇用の促進等に関する法律第26条第1項</u>
(13)	(13)
(14)	(14)

七 償却費の損金経理

改 正 後	改 正 前
(償却費として損金経理をした金額の意義)	(償却費として損金経理をした金額の意義)
7 5 1	7 5 1
(1)	(1)
(2)	(2)
(3)	(3)
(4)	(4)
(5) 減価償却資産について計上した除却損又は評価損の金額のうち損金の額に算入されなかった金額	(5) 減価償却資産について計上した除却損又は評価損の金額のうち損金の額に算入されなかった金額
<u>注 評価損の金額には、法人が計上した減損損失の金額も含まれることに留意する。</u>	
(6)	(6)
(7) <u>令第54条第1項の規定によりソフトウェアの取得価額に算入すべき金額を研究開発費として損金経理をした場合のその損金経理をした金額</u>	

八 報酬、給料、賞与及び退職給与等

改 正 後	改 正 前
<p>(厚生年金基金からの給付等がある場合の不当に高額な部分の判定)</p> <p>9 2 30</p> <p>.....<u>独立行政法人勤労者退職金共済機構</u>.....</p>	<p>(厚生年金基金からの給付等がある場合の不当に高額な部分の判定)</p> <p>9 2 30</p> <p>.....<u>勤労者退職金共済機構</u>.....</p>

九 保険料等

改 正 後	改 正 前
<p>(退職金共済掛金等の損金算入の時期)</p> <p>9 3 1</p> <p>(注) <u>独立行政法人勤労者退職金共済機構</u>.....</p> <p>(社会保険料の損金算入の時期)</p> <p>9 3 2 法人が納付する次に掲げる保険料等の額のうち当該法人が負担すべき部分の金額は、<u>当該保険料等の額の計算の対象となった月の末日</u>の属する事業年度の損金の額に算入することができる。</p> <p>(1) <u>健康保険法第155条《保険料》又は厚生年金保険法第81条《保険料》の規定により徴収される保険料</u></p> <p>(2) <u>厚生年金保険法第138条《掛金》の規定により徴収される掛金又は同法第140条《徴収金》の規定により徴収される徴収金</u></p>	<p>(退職金共済掛金等の損金算入の時期)</p> <p>9 3 1</p> <p>(注) <u>勤労者退職金共済機構</u>.....</p> <p>(社会保険料の損金算入の時期)</p> <p>9 3 2 法人が納付する次に掲げる保険料等の額のうち当該法人が負担すべき部分の金額は、<u>それぞれ次に掲げる日の属する事業年度の損金の額</u>に算入することができる。</p> <p>(1) <u>健康保険法第71条《保険料の徴収》若しくは厚生年金保険法第81条《保険料》の規定により徴収される保険料、同法第138条《掛金》の規定により徴収される掛金又は同法第140条《徴収金》の規定により徴収される徴収金</u> <u>当該保険料、掛金又は徴収金の額の計算の対象となった月の末日</u></p> <p>(2) <u>健康保険法附則第3条《特別保険料の徴収》の規定により徴収される特別保険料</u> <u>当該特別保険料に係る賞与等の支払をした日</u></p>

十 租税公課

改 正 後	改 正 前
<p>(事業税の損金算入の時期の特例)</p> <p>9 5 2 当該事業年度の直前の事業年度（<u>その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度。</u>以下9 5 2において「直前年度」という。）分の事業税の額（9 5 1により直前年度の損金の額に算入される部分の金額を除く。以下9 5 2において同じ。）については、9 5 1にかかわらず、当該事業年度終了の日までにその全部又は一部につき申告、更正又は決定（以下9 5 2において「申告等」という。）がされていない場合であっても、当該事業年度の損金の額に算入することができるものとする。この場合において、当該事業年度の法人税について更正又は決定をするときは、当該損金の額に算入する事業税の額は、直前年度の所得（<u>直前年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度の個別所得金額</u>）又は収入金額に標準税率を乗じて計算するものとし、その後当該事業税につき申告等があったことにより、その損金の額に算入した事業税の額につき過不足額が生じたときは、その過不足額は、当該申告等又は納付のあった日の属する事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）の益金の額又は損金の額に算入する。</p> <p><u>(注)1 個別所得金額とは、法第81条の18第1項（連結法人税の個別帰属額の計算）に規定する個別所得金額をいう。</u></p> <p>2</p> <p>3</p> <p>(賦課金、納付金等の損金算入の時期)</p> <p>9 5 8</p> <p>(1)</p>	<p>(事業税の損金算入の時期の特例)</p> <p>9 5 2 当該事業年度の直前の事業年度（以下9 5 2において「直前年度」という。）分の事業税の額（9 5 1により直前年度の損金の額に算入される部分の金額を除く。以下9 5 2において同じ。）については、9 5 1にかかわらず、当該事業年度終了の日までにその全部又は一部につき申告、更正又は決定（以下9 5 2において「申告等」という。）がされていない場合であっても、当該事業年度の損金の額に算入することができるものとする。この場合において、当該事業年度の法人税について更正又は決定をするときは、当該損金の額に算入する事業税の額は、直前年度の所得又は収入金額に標準税率を乗じて計算するものとし、その後当該事業税につき申告等があったことにより、その損金の額に算入した事業税の額につき過不足額が生じたときは、その過不足額は、当該申告等又は納付のあった日の属する事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）の益金の額又は損金の額に算入する。</p> <p>(注)1</p> <p>2</p> <p>(賦課金、納付金等の損金算入の時期)</p> <p>9 5 8</p> <p>(1)</p>

- (2)
- (3) 障害者の雇用の促進等に関する法律第53条第1項.....

- (2)
- (3) 障害者の雇用の促進等に関する法律第26条第1項.....

十一 貸倒引当金

改 正 後	改 正 前
(割賦未収金等) 11 2 19	(割賦未収金等) 11 2 19 (注) 平成10年改正法附則第9条《割賦販売等に関する経過措置》の規定の適用を受けた割賦販売等に係る割賦未収金等についても、同様とする。

十二 青色申告事業年度の欠損金

改 正 後	改 正 前
(名義株がある場合の特定資本関係の判定) 12 1 2 <u>同条第5項</u>	(名義株がある場合の特定資本関係の判定) 12 1 2 <u>同条第6項</u>
(共同で事業を営むための適格合併等の判定) 12 1 3 <u>同条第5項</u>	(共同で事業を営むための適格合併等の判定) 12 1 3 <u>同条第6項</u>
(適格合併等に係る特定資本関係法人が2以上ある場合の特定資本関係が生じた日の判定) 12 1 5 <u>法第57条第5項</u>	(適格合併等に係る特定資本関係法人が2以上ある場合の特定資本関係が生じた日の判定) 12 1 5 <u>法第57条第6項</u>

十三 会社更生法又は更生特例法の適用に伴う損益

改 正 後	改 正 前
<p>(更生会社等の事業年度)</p> <p>14 3 1 更生会社等（会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（以下この節において「更生特例法」という。）の適用を受けている法人をいう。以下この節において同じ。）の事業年度は、<u>会社更生法第232条第2項（事業年度の特例）又は更生特例法第148条第2項若しくは第321条第2項（事業年度の特例）の規定により、更生計画認可の時（その時までに更生手続が終了したときは、その終了の日）に終了するのであるが、この場合において、更生手続の終了の日とは、次に掲げる日をいうものとする。</u></p> <p>(1) <u>会社更生法第44条第3項（抗告）（更生特例法第31条又は第196条（更生手続開始の決定）の規定において準用する場合を含む。）の規定による更生手続開始決定の取消しの決定があった日</u></p> <p>(2) <u>会社更生法第199条第4項（更生計画認可の要件等）（更生特例法第120条第2項又は第290条第2項（更生計画認可の要件等）の規定において準用する場合を含む。）の規定による更生計画の不認可の決定があった日</u></p> <p>(3) <u>会社更生法第236条又は第237条（更生が困難な場合の更生手続廃止等）（更生特例法第152条第1項又は第325条第1項（更生が困難な場合の更生手続廃止等）の規定において準用する場合を含む。）の規定による更生手続の廃止の決定があった日</u></p> <p>(注) <u>更生計画の認可決定後における更生会社等の事業年度は、会社更生法第239条（更生手続終結の決定）（更生特例法第153条若しくは第326条（更生手続終結の決定）の規定において準用する場合を含む。）の規定による更生手続の終結の決定又は会社更生法第241条（更生計画認可後の更生手続の廃止）（更生特例法第155条若しくは第328条（更生計画認可後の更生手続の廃止）の規定において準用する場合を含む。）の規定による更生手続</u></p>	<p>(更生会社等の事業年度)</p> <p>14 3 1 更生会社等（会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（以下この節において「更生特例法」という。）の適用を受けている法人をいう。以下この節において同じ。）の事業年度は、<u>会社更生法第269条第2項（事業年度の特例）又は更生特例法第149条第2項若しくは第160条の139第2項（事業年度の特例）の規定により、更生計画認可の時又は更生手続終了の日に終了するのであるが、この場合において、更生手続終了の日とは、次に掲げる日をいうものとする。</u></p> <p>(1) <u>会社更生法第51条（開始決定の取消）又は更生特例法第40条若しくは第160条の23（開始決定の取消し）の規定による更生手続開始決定の取消しの決定があった日</u></p> <p>(2) <u>会社更生法第232条第1項（更生計画の認否）又は更生特例法第123条第1項若しくは第160条の106第1項（更生計画の認否）の規定による更生計画の不認可の決定があった日</u></p> <p>(3) <u>会社更生法第273条から第274条まで（更生計画認可前の廃止）又は更生特例法第153条若しくは第160条の143及び第154条若しくは第160条の144（更生計画認可前の廃止）の規定による更生手続の廃止の決定があった日</u></p> <p>(注) <u>更生計画の認可決定後における更生会社等の事業年度は、会社更生法第272条（更生手続の終結）若しくは更生特例法第152条若しくは第160条の142（更生手続の終結）の規定による更生手続の終結の決定又は会社更生法第277条（更生計画認可後の廃止）若しくは更生特例法第155条若しくは第160条の145（更生計画認可後の廃止）の規定による更生手続の廃止の決定とは関係なく、当該更生会社等の定款に定める事業年度終了の日におい</u></p>

の廃止の決定とは関係なく、当該更生会社等の定款に定める事業年度終了の日において終了することに留意する。

(財産の評価換えによる益金)

14 3 2 会社更生法第232条第3項（債務免除益等の課税の特例）又は更生特例法第148条第3項若しくは第321条第3項（債務免除益等の課税の特例）に規定する財産の評価換えによる益金とは、会社更生法第83条（財産の価額の評定等）（更生特例法第55条又は第221条（財産の価額の評定等）の規定において準用する場合を含む。）の規定により更生手続開始の時及び更生計画認可の時において作成される貸借対照表に記載された資産の評価額を基礎として計算される評価益（当該貸借対照表に記載された資産の評価額を基礎として計算される評価損がある場合には、当該評価損に相当する金額を控除した金額をいう。）をいうのであるから留意する。

(債務の消滅による益金)

14 3 3 会社更生法第232条第3項（債務免除益等の課税の特例）又は更生特例法第148条第3項若しくは第321条第3項（債務免除益等の課税の特例）に規定する債務の消滅による益金には、認可決定を受けた更生計画に定められた債務の免除又は切捨てによるもののほか、更生債権として指定された期限までに裁判所に届出がなかったため債務が消滅したことによる益金も含まれる。ただし、更生計画の定めるところにより更生債権者等に交付した新株引受権又は出資引受権若しくは基金の抛出の引受権について払込期日までに払込みがなかったため債務が消滅したことによる益金は含まれない。

(更生会社等が受ける私財提供)

て終了することに留意する。

(財産の評価換えによる益金)

14 3 2 会社更生法第269条第3項（債務免除益等の課税の特例）又は更生特例法第149条第3項若しくは第160条の139第3項（債務免除益等の課税の特例）に規定する財産の評価換えによる益金とは、会社更生法第178条（財産目録及び貸借対照表の作成）及び第181条（その後の報告等）又は更生特例法第90条若しくは第160条の71（財産の価額の評定等）の規定により更生手続開始の時並びに更生計画認可の時及び裁判所の定める時期において作成される貸借対照表に記載された会社更生法第177条（財産の価額の評定）又は更生特例法第90条若しくは第160条の71の規定による資産の評価額を基礎として計算される評価益（当該貸借対照表に記載された資産の評価額を基礎として計算される評価損がある場合には、当該評価損に相当する金額を控除した金額をいう。）をいうのであるから留意する。

(債務の消滅による益金)

14 3 3 会社更生法第269条第3項（債務免除益等の課税の特例）又は更生特例法第149条第3項若しくは第160条の139第3項（債務免除益等の課税の特例）に規定する債務の消滅による益金には、認可決定を受けた更生計画に定められた債務の免除又は切捨てによるもののほか、更生債権として指定された期限までに裁判所に届出がなかったため債務が消滅したことによる益金も含まれるが、更生計画の定めるところにより更生債権者等に交付した新株引受権又は出資引受権若しくは基金の抛出の引受権について払込期日までに払込みがなかったため債務が消滅したことによる益金は含まれない。

(更生会社等が受ける私財提供)

改 正 後	改 正 前
<p>14 3 4<u>会社更生法第232条第3項</u>.....<u>更生特例法第148条</u> <u>第3項若しくは第321条第3項</u>.....</p> <p>(更生手続開始前から繰り越されている欠損金額)</p> <p>14 3 5 <u>会社更生法第232条第3項</u>《<u>債務免除益等の課税の特例</u>》に規定する「<u>更生手続開始前から繰り越されている法人税法第2条第19号に規定する欠損金額</u>（同法第57条第1項又は第58条第1項の規定の適用を受けるものを除く。）及び同法第2条第19号の2に規定する<u>連結欠損金額</u>（同法第81条の9第1項の規定の適用を受けるものを除く。）のうち当該更生会社に帰せられる金額の合計額」は、次の(1)の金額から(2)の金額を控除した金額（以下14 3 6において「<u>会社等更生欠損金額</u>」という。）による。</p> <p><u>更生特例法第148条第3項又は第321条第3項</u>《<u>債務免除益等の課税の特例</u>》の規定による更生協同組織金融機関又は更生会社に係るものについても、同様とする。</p> <p>(1) <u>更生手続開始決定の時に終了する事業年度の確定申告書に添付する法人税申告書別表五（一）の「利益積立金額及び資本積立金額の計算に関する明細書」に翌期首現在利益積立金額の合計額として記載されるべき金額で、当該金額が負（マイナス）である場合の当該金額</u></p> <p>(2) <u>更生手続開始決定の時に終了する事業年度の確定申告書に添付する法人税申告書別表七の「欠損金又は災害損失金及び私財提供等があった場合の欠損金の損金算入に関する明細書」に欠損金又は災害による損失金の翌期繰越額の合計額として記載されるべき金額</u></p> <p>(更生手続開始前の会社等更生欠損金額の損金算入)</p>	<p>14 3 4<u>会社更生法第269条第3項</u>.....<u>更生特例法第149条</u> <u>第3項若しくは第160条の139第3項</u>.....</p> <p>(更生手続開始前から繰り越されている欠損金額)</p> <p>14 3 5 <u>会社更生法第269条第3項</u>《<u>債務免除益等の課税の特例</u>》又は<u>更生特例法第149条第3項若しくは第160条の139第3項</u>《<u>債務免除益等の課税の特例</u>》に規定する「<u>更生手続開始前から繰り越されている法人税法第2条第19号（定義）に規定する欠損金額</u>」は、<u>更生手続開始決定の時に終了する事業年度の確定申告書に添付する法人税申告書別表五（一）の「利益積立金額の計算に関する明細書」に翌期首現在利益積立金額の合計額として記載されるべき金額で、当該金額が負（マイナス）である場合の当該金額による。</u></p> <p>(更生手続開始前の欠損金の損金算入)</p>

14 3 6 更生会社等につき会社更生法第232条第3項《債務免除益等の課税の特例》又は更生特例法第148条第3項若しくは第321条第3項《債務免除益等の課税の特例》の規定を適用する場合において、財産の評価換え又は債務の消滅による益金（以下14 3 6において「評価益等」という。）の生じた日の属する事業年度に繰り越された会社等更生欠損金額があるときは、当該会社等更生欠損金額は、当該評価益等の金額の範囲内で損金の額に算入するものとする。

（解散した法人から受け入れた減価償却資産の耐用年数の見積り等）

14 3 9
.....措置法第45条の2第2項.....

14 3 6 更生会社等につき会社更生法第269条第3項《債務免除益等の課税の特例》又は更生特例法第149条第3項若しくは第160条の139第3項《債務免除益等の課税の特例》の規定を適用する場合において、財産の評価換え又は債務の消滅による益金（以下14 3 6において「評価益等」という。）の生じた日の属する事業年度に繰り越された既往の欠損金額のうち更生手続開始前から繰り越されたもの（法第57条第1項又は第58条第1項《青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し等》の規定の適用を受けるものを除く。）があるときは、当該欠損金額は、当該評価益等の金額の範囲内で損金の額に算入するものとする。

（解散した法人から受け入れた減価償却資産の耐用年数の見積り等）

14 3 9
.....措置法第45条の3第2項.....

十四 収益事業の範囲

改 正 後	改 正 前
<p>（文部科学大臣が指定した学校給食会）</p> <p>15 1 11 法人税法施行令の一部を改正する政令（平成15年政令第131号）による改正前の法人税法施行令第5条第1項第1号イ.....</p> <p>（低廉貸付けの判定）</p> <p>15 1 21規則第4条.....</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p>	<p>（文部科学大臣が指定した学校給食会）</p> <p>15 1 11 令第5条第1項第1号イ.....</p> <p>（低廉貸付けの判定）</p> <p>15 1 21規則第4条の2.....</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(非課税とされる福祉病院等の判定)</p> <p>15 1 64</p> <p>(注) 厚生労働大臣の証明した事項が事実と異なると認められる場合には、厚生労働大臣と協議の上処理する。</p> <p>(低廉保証料の判定)</p> <p>15 1 69 規則第8条の2の2第2項.....</p>	<p>(非課税とされる福祉病院等の判定)</p> <p>15 1 64</p> <p>(注)1 同条第4号の厚生労働大臣の証明は、その証明すべき事項に関し厚生労働大臣の権限を受任した都道府県知事の証明で足りる。</p> <p>2 厚生労働大臣の証明した事項が事実と異なると認められる場合には、厚生労働大臣(厚生労働大臣の委任により都道府県知事が証明したもの)については、その証明した都道府県知事)と協議の上処理する。</p> <p>(低廉保証料の判定)</p> <p>15 1 69 規則第8条の2第2項.....</p>

十五 収益事業に係る所得の計算等

改 正 後	改 正 前
<p>15 2 8 削 除</p>	<p>(賞与引当金勘定への繰入額の配賦)</p> <p>15 2 8 公益法人等又は人格のない社団等が収益事業及び収益事業以外の事業の双方にわたってその業務に従事する使用人を対象として賞与引当金勘定への繰入れを行う場合には、これらの事業の全部が収益事業であるものとして損金の額に算入される賞与引当金勘定への繰入額を計算し、これを当該事業年度の人件費の額の比その他合理的な基準によりあん分して収益事業に係る損金算入額を計算するものとする。</p>

十六 同族会社の特別税率

改 正 後	改 正 前
<p>16 1 2 <u>削 除</u></p> <p>(期末利益積立金額)</p> <p>16 1 6 法人が事業年度の中途において利益の配当又は剰余金の分配(みなし配当を含む。)を行い利益積立金額が減算した場合又は当該事業年度前の各事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)において損金の額に算入されなかった償却超過額、引当金、準備金の繰入超過額等を当該事業年度において損金の額に算入した場合には、その減算した金額又は損金の額に算入した金額は、法第67条第3項第3号《積立金基準額》に規定する「当該事業年度の所得等の金額に係る部分の金額」に該当する。したがって、<u>当該事業年度の留保所得金額がある場合において、当該事業年度終了の時の利益積立金額は、適格合併、適格分割型分割又は連結法人による他の連結法人の株式の譲渡等があったことにより法第2条第18号《利益積立金額》の規定に基づき加算又は減算する利益積立金額があるときを除き、当該事業年度開始の時の利益積立金額と同額となることに留意する。</u></p>	<p>(自己株式を有するため同族会社と判定される法人に対する特別税率の適用)</p> <p>16 1 2 <u>自己株式を有する法人について1 3 2《自己株式を有する法人についての同族会社の判定》により同族会社に該当するかどうかを判定した結果同族会社となる場合のその同族会社については、法第67条《同族会社の特別税率》の規定の適用があることに留意する。</u></p> <p><u>(注) これに該当する同族会社を同族会社の判定の基礎となる株主等とした場合に同族会社となるその同族会社(子会社)についても、同条の規定の適用がある。</u></p> <p>(期末利益積立金額)</p> <p>16 1 6 法人が事業年度の中途において利益の配当又は剰余金の分配を行い利益積立金額が減算した場合又は当該事業年度前の各事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)において損金の額に算入されなかった償却超過額、引当金、準備金の繰入超過額等を当該事業年度において損金の額に算入した場合には、その減算した金額又は損金の額に算入した金額は、法第67条第3項第3号《積立金基準額》に規定する「当該事業年度の所得等の金額に係る部分の金額」に該当する。したがって、<u>当該事業年度終了の時の利益積立金額は、合併、分割、資本若しくは出資の減少、株式の消却、自己の株式の取得、社員の退社若しくは脱退又は連結法人による他の連結法人の株式の譲渡等があったことにより法第2条第18号《利益積立金額》の規定に基づき加算又は減算する利益積立金額がある場合を除き、当該事業年度開始の時の利益積立金額と同額となることに留意する。</u></p>

十七 外国税額の控除

改 正 後	改 正 前
<p>(源泉徴収の外国法人税等)</p> <p>16 3 4</p> <p>.....例えばマレーシアにおける配当所得.....</p> <p>(注)</p> <p>16 3 18 <u>削 除</u></p>	<p>(源泉徴収の外国法人税等)</p> <p>16 3 4</p> <p>.....例えば<u>シンガポール共和国又はマレーシア</u>における配当所得</p> <p>.....</p> <p>(注)</p> <p><u>(技術等海外取引所得の特別控除額の配賦)</u></p> <p>16 3 18 措置法第58条第1項《<u>技術等海外取引に係る所得の特別控除</u>》の規定により当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する金額がある場合には、当該損金の額に算入する金額のうち同条第1項に規定する技術等海外取引による指定期間内の収入金額（措置法令第34条第1項《<u>技術等海外取引に係る所得の特別控除額の計算等</u>》）に規定する収入金額を除く。）で国外源泉所得に係るものに対応する部分の金額は、当該事業年度の国外所得金額の計算上も損金の額に算入するのであるから留意する。</p>

26

十八 還 付

改 正 後	改 正 前
<p>(更生手続の開始の意義)</p> <p>17 2 3</p> <p>.....<u>会社更生法第234条《更生手続の終了事由》</u>等に規定する更生手続開始の申立てを棄却する決定があった場合.....</p>	<p>(更生手続の開始の意義)</p> <p>17 2 3</p> <p>.....<u>会社更生法第38条《手続開始の条件》</u>等の規定により更生手続の開始の申立てが棄却された場合.....</p>